

特許以外の知的財産権である、実用新案、意匠、商標、著作権、ノウハウの保護制度についても簡単に触れておきます。

1. 実用新案権

わが国では、技術思想の創作を保護対象とする制度として、実用新案法があります。特許制度は技術的に高度な発明のみを保護の対象としますが、この制度の保護対象は「物品の形状、構造又は組み合わせに係る考案」で、かならずしも技術的に高度でない、いわゆる小発明も保護されます。

早期に実施が開始される技術や、短いライフサイクル製品に対して早期権利保護を求めるニーズから、実体審査を経ずに、登録を受けるために必要とされる一定の要件を満たしていることのみを判断して権利付与を行うという、早期登録制度が採用されています。この制度は、手数料が安いなどの利点がありますが、存続期間が出願の日から10年と短く、権利行使のためには、特許の実体審査と類似した方法により特許庁より評価書を得なければならないなど煩雑な面もあり、最近はあまり活用されていません。

2. 意匠権

美しさや独自性のある物品の形状、模様、色彩などに関する工業的デザインは意匠法によって保護されます。このデザインは、人間の創造的な活動の成果としての創作であるという点では、特許法や実用新案法と共通しています。しかし、発明や考案が自然法則を利用した技術的思想であり、特許法・実用新案法がその面から保護しているのに対して、意匠法は美観の面から創作を把握し、これを保護しようという点で異なります。

意匠では新しさや創作容易でないことが求められるほか、工業上利用できるものが対象ですので、芸術品のように量産されないもの（一品製作品）は意匠登録されません。意匠制度には公開制度が無く全ての出願が審査される点のほか、存続期間も登録の日から20年である点などが特徴的です。



本法人では、日本医科大学衛生学・公衆衛生学の勝又聖夫先生が企業と一緒にって発明した「唾液採取器具」について、実用新案権と意匠権を取得しました。既に企業から販売されており、売上げの一部が実施料として本法人に還元されています。

3. 商標権

特許法、実用新案法、意匠法の3法が、人間の創造的活動の成果である「創作」を保護することを目的としているのに対し、商標法はそれ自体として創造性を必要とするものではなく、商標を使用する者の業務上の信用の維持を図ることを直接の目的としています。商標は文字、図形、記号若しくは立体的形状から構成されるもので、これらを単独で用いたり、組み合わせて用いたり、あるいは色彩と結びつけた標章「マーク」であって、業者がその商品や役務（サービス）について使用するものです。マークは繰り返し使用されることにより、商標の本質である品質保証機能や出所表示機能などが増加することから、商標法ではそのマークを保護しようというものです。従って、商標制度には次のような特徴があるといえます。

- ア. 標章（マーク）は創作行為ではなく、選択行為できめられる
- イ. 新規性、進歩性は求められない
- ウ. 他人の商標と類似する商標は登録されない
- エ. 権利者が同じであれば類似の商標も登録される
- オ. 存続期間は登録の日から10年であるが、更新登録出願することにより永久的に存続可能である

4. 著作権

著作権というのは、小説を書いたり、楽曲を作曲したりしたときに、それを出版したり、放送したりして利用することについて、それを書いた人、作曲した人に法律によって認められる権利で、特許権などと同じく独占排他権です。コンピュータ・プログラムなどの所謂ソフトもこの著作権法の保護の対象です。

著作権が特許権などの産業財産権と大きく異なる点は、産業財産権が別個独立に創作したものにも効力が及ぶ絶対権であるのに対し、著作権は別個独立に創作したものには効力が及ばない相対権であるということです。

著作物については文化庁に登録する制度がありますが、これは確認的に登録するものであって、権利は創作により発生します。また、権利の存続期間は個人（自然人）の場合は著作者の死後50年です。また、法人著作物は公表の日から50年が原則です。ただし、著作権者の人格権は永久に消滅しません。

なお、著作権には複製権、上演権、放送権、翻訳権など多種類の権利があり、存続期間も異なっています。

5. ノウハウ

ノウハウとは一般に「企業活動あるいは専門業務において実際に適用しうる技術的、商業的、管理的あるいはその他の知識及び経験」であるとされ、「秘密性」は保護の要件であっても本質的な要件とはされていません。ノウハウには財産的価値がありますが、特許などと異なり、これを登録し、保護する制度はありません。しかし、秘密性が保たれ、内容が陳腐化されない限り、永久に価値を失うことはありません。ノウハウは独占的な権利ではなく、ある人が違法性無く全く別に同じノウハウを開発した場合は、そのノウハウを合法的に実施できます。しかし、ノウハウが他人に盗まれて使用されたような不法行為が介在するケースは不正競争防止法によって保護されます。もっとも窃盗や不法侵入によるノウハウの取得は不法行為にあたりますから、民法や刑法によっても保護されます。